

規制改革推進会議（第35回）終了後記者会見 議事概要

1．日時：平成30年6月26日（火）16:42～17:06

2．場所：合同庁舎4号館2階共用220会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長

4．議事概要：

大田議長 お待たせいたしました。

本日は、6月15日に施行されました民泊新法について、フォローアップの第1回目です。

届け出件数が想定していたよりも少なく、さまざまな混乱もあります。私どもとしては、今後、この民泊の制度をどう変えていけばいいのか、どうしたら、当初民泊新法で目指していた姿になっていくのかという改善策が重要な課題ですので、それについてきょう議論いたしました。

まず事業者としてJapan Hosts Communityさん、Airbnbさんにおいでいただきました。お手元にお配りしている資料にかなり詳しく現状が書かれておりますので、説明は省略させていただきます。

委員から出された質問として、「現在、自治体がとっている対応に行政法上の問題がある運用が多く見受けられるが、ホストにかわって行政機関に何らかの働きかけをしたのか」と。Airbnbさんは、観光庁には二度書面を提出したし、自治体さんにも声をかけるなどの働きかけをしたが、なかなか及ばなかったということでした。

次に、届け出に関して、国の法律の問題、地方の条例による上乘せの問題、法律や条例そのものではなく運用の問題、という3つがあると考えられるが、これについて整理して教えてほしい。また、届け出た後の問題についても整理して教えてほしいと。さらに、予約のキャンセルが非常に多い事態に至ったわけですが、なぜ起こったのか、という質問がありました。

このうち、最初の2つの質問、届け出に関する問題、届け出の後の問題は両事業者に追って書面で提出していただくことにいたしました。きょうの資料の中にも書かれています。

予約のキャンセルについては、Airbnbさんから、6月1日時点で届け出のないものはキャンセルするように課長通達が出されたが、それ以前は必要性について認知していなかったという答えがありました。

資料の中で、これは後の議論にかかわってきますので少し御紹介しておきますと、Japan Hosts Communityの資料の4 - 1に世田谷区の例として、書類入手が不可能、もしくは入手に時間がかかり過ぎる資料が一覧として示されています。このなかで、右側の13番、区分所有建物、マンションにて規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合、管

理組合に住宅宿泊事業を禁止する意思がないことを証する書類、証明する書類を提出せよ、ということが書かれています。

これについて、委員から、住宅宿泊事業を禁止する意思がないということを管理組合がどうやって証明できるのかという質問がありました。Airbnbさんから、マンションの理事長が、禁止する意思がないことを自筆で署名して出すものだという答えがありました。

次に、登録番号の真正性をチェックする仕組みはどうなっているのかという質問があり、これに対して、現在は、観光庁に新規に登録された番号と仲介業者に登録された番号とを突合すると、今後の持続する仕組みとしては、サンフランシスコの例が示され、仲介事業者と都市がシステム上、連携しており、番号を入力すればそれが仲介事業者にもすぐに共有されると。登録自体もシンプルな仕組みなっているようです。また、届け出番号以外の番号についても機械的なルールを導入すれば精査の制度があがる、という話でした。

法律ができて施行まで1年あったわけですが、この準備期間は十分であったのかどうかという質問がありました。これに対してAirbnbさんからは、まず、海外の例では、日本ほどプラットフォームとして大きな責任を負わされた例はなかったと。海外では町レベルのルールができていますが、日本の場合はホストと責任を分担して民泊を普及させるためにプラットフォームが一定の責任を負うということになっていると。ガイドラインが出てから半年ですべて整えていくのは、かなり大変チャレンジが多かったという話がありました。

Japan Hosts Communityの日下さんからは、登録開始された後、1,600人アンケートで、Webで完結した例はゼロだったという数字が出されましたが、これはWebシステムに問題があったのか、手続きに紙ベースのものがあったからか、という質問に対し、Web自体に明らか問題があったと。ダウンが多い、エラーが多い、添付書類が消えるといった問題があり、5月中旬にそれはかなり解消されたけれども、依然として書類手続きの難しさ、あるいは行政書士に依頼した場合の委任状、こういったものがあって、Webではなかなか完結しないという話がありました。

以上が事業者からのヒアリングです。

その後、観光庁さんと消防庁さんのお話を伺いました。

先ほど世田谷区の例の質問を紹介しましたが、これが観光庁さんの資料では5ページ、住宅宿泊事業に係る届け出事項及び添付書類として、 に「区分所有建物の場合は管理規約、等」を提出するとなっています。先ほど事業者からは理事長が、禁止する意思がないことを証明し、自筆でサインをして出さねばならないという説明になっておりまして、この齟齬について質問が出されました。これについては、実態をもう少し調べたいという回答がありました。

予約キャンセルに関して、6月1日以前の予約もキャンセルせねばならないということについて、施行2週間前の6月1日になってようやく課長通達が出るということは国の政策として非常におかしいという意見がありました。

また、Web上の届け出が非常に少ないわけですが、これまでオンラインで完結するようというのを会議の中で何度も要請してきております。そこで委員から、これを年末までにどれぐらいまで比率を上げていくつもりかという質問がありました。現状の実態については資料の7ページ、8ページにありますとおり、電子方式は5.9%、電子署名なしの場合は19.0%という数字が出ています。これに対して、観光庁から、これは申請する側の選択でもあるので目標数値は決めていないということでした。しかし、先ほどの日下さんのお話では、1,600人のアンケートで全員がWebで完結しようとしたのにできなかったということだったので、ぜひ改善してほしいという要望、意見が委員から出されました。

また、民泊では、消防法上の規制が厳しい。お手元にあります資料のとおり、共同住宅で民泊を行う場合は、宿泊室の床面積の合計が50平米を超えると宿泊施設ということになってホテル並みの消防法が適用されるということです。これについて、非常に厳しいのではないかと、観光庁として民泊を推進する立場から、この消防法上の扱いは納得しているのかという質問がありました。

これに対して、消防庁からは、海外の方は日本のストーブとかコンロになっていないケースがあるので、消防法上の対応は重要であるという回答がありました。観光庁からは、もともと共同住宅の半分以上で民泊をやっていればそれだけで宿泊施設の対応にするというものを、その分は除かれて50平米という面積基準だけになったので、それだけでもありがたいと思っていると。しかし、引き続き話し合いを進めたいという回答でした。

最後に委員から、インターネットがなければこういうサービスは出なかったということを知っているのかと。6月15日、この民泊新法施行と同じ日に骨太方針が出され、その中でSociety5.0にふさわしい政府をつくっていくのだということが決められているのに、届け出書類が20種類以上もあり、Webで完結しない実態は閣議決定とは大きいギャップのある、政府全体で検討すべきである大きい問題であるという意見が出されました。

以上のように、廃棄物のルールや下水のルールといった自治体が定めるルールについて、民泊にどのように適用するのか、観光庁から運用の考え方が示されていなかったために、自治体も戸惑いながら独自のルールを試行錯誤しながらやっているという実態があるようです。そこで、観光庁としてガイドラインを出してほしいというお願いをいたしました。これに対しては、これまでもQ&Aなどで極力示しているが、さらに工夫したいということでした。

前半で事業者に行った話と後半で観光庁さんに聞いた話でかなり齟齬があります。したがって、早急に実態調査を行って改善策を講じてほしい。また、国と仲介事業者との意見交換の場を持って改善策を検討してほしいということをお願いいたしました。これについては、これから実態を把握して改善策を講じたいということでした。

私からは以上です。

司会 御質問のある方は挙手の上、お名前、御所属をおっしゃっていただきまして、簡潔にお願いします。

どうぞ。

記者 2点、お願いします。

今、御説明を受けて印象として感じたのは、要は推進会議の皆さんとしては、もう少し登録を簡易にしてほしいということで、それで行政側に改善を求めたということでのいいのかという確認が1点。

もう一つは、最近、登録番号の虚偽という問題がありましたけれども、御説明の中では真正性をチェックする仕組みはという質問が出たのにとどまっていたのですが、この点の改善について何か御意見はあったのでしょうか。

大田議長 自治体での運用上、さまざまな問題が起こっているわけです。法律は民泊新法としてできていて、既に観光庁からガイドラインも示されています。しかしながら事実として、運用上の混乱が起こっているのも、こういう混乱がないように実態を調べて必要な改善策を講じてほしいと。民泊新法の趣旨にかなうように、つまり、宿泊サービスの多様化として民泊のいいところが出るように、透明性が高く、使いやすい仕組みとなるよう改善策を講じてほしいというのが会議としての立場です。

登録番号の真正性については、海外の例が示されたにとどまっております。

司会 それでは、ほかの方、どうぞ。

記者 私も2点ほどお伺いします。

今、お話がありました、いわゆる民泊を使いやすいシステムにといいますのは、前半部分で事業者の方から出ていた申請手続が余りにも煩雑だ。ハードルが実質上高過ぎる。やはりその部分について特にきょうは皆さん、言及がされていて、それについて改善するように検討したいという方向性で一応一致したという理解でよろしいでしょうか。

大田議長 まず1つは、自治体によってルールがばらばらであること。自治体自体、民泊にどういう具合にルールを適用すればいいのか戸惑っておられるのだと思います。日下さんの話の中では、行くたびに担当者の答えが変わるということも出ていました。

次に、手続に必要な書類が非常に多く、手続に時間がかかること。3カ月かかった例もあるようです。民泊新法をスタートするときには想定していなかったような煩雑さです。これは改善策を講じることができると思いますので、ぜひ改善策を講じてほしいと。観光庁の資料にも「今後の対応」が書かれておりますが、実態の把握が不足しているのではないかという印象がありましたので、実態をきちんと踏まえて改善策を講じてほしいし、仲介事業者との意見交換の場も持ってほしいという要請をいたしました。

記者 ありがとうございます。

もう一点が細かい部分で恐縮なのですが、Airbnbさんの先日の予約キャンセルの騒動、議長のほうもきょう、冒頭の御挨拶でも多少言及されていましたが、それについて必要性を認知していなかったというお話、先ほど御紹介されていたのですけれども、これについて陳謝と申しますか、何か事業者側からの、Airbnbさんからの言及というのはそれ以上になかったのでしょうか。

大田議長 いえ、ありませんでした。「言った、言わない」というところはさておき、少なくとも6月1日時点でキャンセルしなさいという課長通達があった、というのが事実だと。どちらがどうだったのかというのを調べるのが私どもの会議の役割ではなく、どうしたらよりよい制度になるかということを経験する場ですので、それ以上はありませんでした。

記者 ありがとうございます。

司会 ほかにございますか。あとお一方ぐらひは時間がありますが、よろしいですか。では、最後に。

記者 2つありまして、1つは、最後におっしゃった観光庁と事業者側とのお話で、乖離といいますか、齟齬があると感じられたという部分、具体的にというか、1つ2つ、例で特にどのあたりでそういうようにお感じになったのかというのを教えてください。

大田議長 先ほど1つ説明しましたが、事業者からの説明では、マンションの理事長がマンションとして禁止する意思がないことを自筆で署名して示すということでしたが、観光庁さんの資料では管理規約を出せばよいとなっております。これは趣旨が違います。それ以外にも事業者さんから出された資料を見ていただければわかるのですが、幾つも手続上、違いがあります。Webの申請も観光庁の資料では電子署名ありだと5.9%、電子署名なしだと19%ということですが、これも事業者によるアンケート調査の結果と余りに違います。

また、観光庁さんの資料の4ページには事前の相談を「推奨している」とあります。ただ、事業者さんの資料では、事前の相談がなければならぬといった運用になっていきます。観光庁が自治体に確認したところ、義務ではなく、推奨しているだけだと。しかし、事業者の側からすれば、推奨しているだけと言われても、本当に事前の相談は不要だと受けとめられるのかという問題があります。

記者 あと1つだけ済みません。Webでの申請の件なのですけれども、観光庁のほうは特に数値目標というのを設定するのは難しいという趣旨の御回答があったみたいなのですが、それに対して推進会議として何かもう少し上げなさいというか、そういう御意見もしくは指示という言葉が適切かどうかわからないのですが、何かそういう御指導ということはされたのでしょうか。

大田議長 民泊新法の議論の過程で、オンラインで完結するようにしてほしいということは何度も申し上げておりますので、委員からは、民泊推奨の立場からは何らか目標が必要ではないかという意見がありました。これについて、観光庁の資料にもありますように、申請者が窓口を選ぶ場合もあるので、具体的な数値目標は立てられないということでした。

ただ、私どもが要請したいのは申請者の選択ということではなくて、書類の中にどうしてもWeb上で難しいものがあるわけで、こういうものは改善してほしいと。Webで申請しようと思ったときは完結する仕組みにしてほしいと思っています。

司会 それでは、よろしいでしょうか。

それでは、本日の記者会見は終わります。どうもありがとうございました。
大田議長 ありがとうございました。